

平成23年11月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

警 察 本 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成23年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

警察本部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成23年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		会計課	2
	2 歳入歳出事項別明細書		3~4
	3 債務負担行為に関する調書		5

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第11号	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	警務課	6~9

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成23年10月28日専決)	監察官室	10
	(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成23年10月28日専決)	監察官室	11
	(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成23年11月2日専決)	監察官室	12
報告第3号	長期継続契約の締結状況について	会計課	13

議案説明資料総括表

警察本部 (単位: 千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
会計課	17,346,922	63,302	17,410,224	35,978			27,324	
合計	17,346,922	63,302	17,410,224	35,978			27,324	
<p>説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員人件費 63,302千円 (東日本大震災被災地等への支援活動に従事した警察職員に係る人件費) 								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

2目 警察本部費

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
職員人件費	13,453,482	63,302	13,516,784	35,978			27,324	

事業内容の説明

1 事業概要

東日本大震災の被災地等への支援活動に従事した警察職員に係る人件費(時間外勤務手当、特殊勤務手当)について、平成24年3月末までに必要と見込まれる経費。

2 事業内容等

大震災発生直後、「鳥取県警察災害警備連絡室」を設置し、即日、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)へ本県警察職員を特別派遣したほか、その後も継続して災害警備活動等に従事させており、正規の勤務時間を超えて災害警備活動等に従事した時間に係る時間外勤務手当及び特殊勤務手当を補正する。(派遣の状況: 9月14日現在 合計523人)

部 隊 名	任 務	派遣人数
警 備 部 隊	被災者の捜索・救助、検問、警ら・警戒活動	369人
交 通 部 隊	広報検問、流動警戒活動	24人
刑 事 部 隊	検視・遺族対策活動	43人
航 空 部 隊	捜索活動	4人
地 域 部 隊	警ら・警戒活動	78人
生 活 安 全 部 隊	相談・防犯指導	5人

(1) 時間外勤務手当 35,978千円 (国10/10補助)

区 分	金 額
4～9月末実績	16,643千円
11～3月末見込み	20,764千円
小 計	37,407千円
既補助金交付決定額	1,429千円
差引補正額	35,978千円

※10月中の派遣なし

(2) 特殊勤務手当 27,324千円 (単県)

東日本大震災に伴う特殊勤務手当必要見込額

(単位: 千円)

区 分	内 容	手 当 額						
		9月末現在		10月以降見込額		年間見込額(22年度分も含む)		
		現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後	差額
1 災害応急(作業等)手当		103	2,422	77	1,255	180	3,677	3,497
(福島第一原子力発電所関係)	(1) 警戒区域における作業	103	1,722	77	920	180	2,642	2,462
	(2) 避難指示区域又は計画的避難区域における作業	0	700	0	335	0	1,035	1,035
2 災害応急(作業等)手当		3,358	11,221	2,697	10,786	6,055	22,007	15,952
(福島第一原子力発電所関係以外)	(1) 災害応急活動作業	246	492	0	0	246	492	246
	(2) 被災地で引き続き5日以上作業	3,112	10,729	2,697	10,786	5,809	21,515	15,706
3 死体取扱(処理)手当		1,416	1,640	0	0	1,416	1,640	224
	(1) 死体の収容等作業	984	1,208	0	0	984	1,208	224
	ア 死体の収容等作業	760	760	0	0	760	760	0
	イ 1日10体以上の死体の収容等作業	224	448	0	0	224	448	224
	(2) 検視作業(検視官のみ)	432	432	0	0	432	432	0
	合 計	4,877	15,283	2,774	12,041	7,651	27,324	19,673

平成23年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書 (警察本部)

(単位:千円)

款 項 目	9款 警察費						
	節	補正前	補正額	補正後	うち警察本部		
					補正前	補正額	補正後
1 報 酬	142,278		142,278	142,278		142,278	
2 給 料	5,559,363		5,559,363	5,559,363		5,559,363	
3 職員手当等	5,922,397	63,302	5,985,699	5,922,397	63,302	5,985,699	
4 共 済 費	1,991,322		1,991,322	1,991,322		1,991,322	
5 災 害 補 償 費	10,964		10,964	10,964		10,964	
6 恩給及び退職年金	46,232		46,232	46,232		46,232	
7 賃 金							
8 報 償 費	67,898		67,898	67,898		67,898	
9 旅 費	92,676		92,676	92,676		92,676	
費用弁償	1,402		1,402	1,402		1,402	
普通旅費	86,478		86,478	86,478		86,478	
特別旅費	4,796		4,796	4,796		4,796	
10 交 際 費	500		500	500		500	
11 需 用 費	828,278		828,278	828,278		828,278	
12 役 務 費	375,937		375,937	375,937		375,937	
13 委 託 料	632,854		632,854	632,854		632,854	
14 使用料及び賃借料	515,394		515,394	515,394		515,394	
15 工 事 請 負 費	1,080,772		1,080,772	1,080,772		1,080,772	
16 原 材 料 費							
17 公有財産購入費	2,240		2,240	2,240		2,240	
18 備 品 購 入 費	49,191		49,191	49,191		49,191	
19 負担金、補助及び交付金	19,280		19,280	19,280		19,280	
20 扶 助 費							
21 貸 付 金							
22 補償、補填及び賠償金	43		43	43		43	
23 償還金、利子及び割引料	15		15	15		15	
24 投資及び出資金							
25 積 立 金							
26 寄 付 金							
27 公 課 費	9,288		9,288	9,288		9,288	
28 繰 出 金							
予 備 費							
計	17,346,922	63,302	17,410,224	17,346,922	63,302	17,410,224	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	302,258	35,978	338,236	302,258	35,978	338,236
	地 方 債	84,000		84,000	84,000		84,000
	そ の 他	1,235,397		1,235,397	1,235,397		1,235,397
	一 般 財 源	15,725,267	27,324	15,752,591	15,725,267	27,324	15,752,591

(単位：千円)

款 項 目							警察本部合計			
	1 項 警察管理費									
				2 目 警察本部費						
	節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	130,267		130,267	114,006		114,006	142,278		142,278	
2 給 料	5,559,363		5,559,363	5,559,363		5,559,363	5,559,363		5,559,363	
3 職員手当等	5,922,397	63,302	5,985,699	5,922,397	63,302	5,985,699	5,922,397	63,302	5,985,699	
4 共 済 費	1,989,548		1,989,548	1,988,000		1,988,000	1,991,322		1,991,322	
5 災 害 補 償 費	10,964		10,964	10,964		10,964	10,964		10,964	
6 恩給及び退職年金	46,232		46,232				46,232		46,232	
7 賃 金										
8 報 償 費	53,459		53,459	51,971		51,971	67,898		67,898	
9 旅 費	44,617		44,617	43,001		43,001	92,676		92,676	
費用弁償	1,324		1,324	427		427	1,402		1,402	
普通旅費	42,695		42,695	42,243		42,243	86,478		86,478	
特別旅費	598		598	331		331	4,796		4,796	
10 交 際 費	500		500	400		400	500		500	
11 需 用 費	449,982		449,982	302,807		302,807	828,278		828,278	
12 役 務 費	84,618		84,618	75,718		75,718	375,937		375,937	
13 委 託 料	454,962		454,962	150,164		150,164	632,854		632,854	
14 使用料及び賃借料	249,540		249,540	158,420		158,420	515,394		515,394	
15 工事請負費	335,912		335,912				1,080,772		1,080,772	
16 原 材 料 費										
17 公有財産購入費	2,240		2,240				2,240		2,240	
18 備 品 購 入 費	3,948		3,948	3,548		3,548	49,191		49,191	
19 負担金、補助及び交付金	6,071		6,071	1,861		1,861	19,280		19,280	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金	43		43	43		43	43		43	
23 償還金、利子及び割引料							15		15	
24 投資及び出資金										
25 積 立 金										
26 寄 付 金										
27 公 課 費	9,288		9,288	8,938		8,938	9,288		9,288	
28 繰 出 金										
子 備 費										
計	15,353,951	63,302	15,417,253	14,391,601	63,302	14,454,903	17,346,922	63,302	17,410,224	
財 源 内 訳	国庫支出金	3,047	35,978	39,025	1,429	35,978	37,407	302,258	35,978	338,236
	地方債							84,000		84,000
	その他	1,115,001		1,115,001	439,266		439,266	1,235,397		1,235,397
	一般財源	14,235,903	27,324	14,263,227	13,950,906	27,324	13,978,230	15,725,267	27,324	15,752,591

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	特定財源				一般財源 千円
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成23年度 安全運転管理者講習委託	10,330		0	平成24年度から 平成25年度まで	10,330				10,330	
平成23年度 高齢者講習等通知業務 委託	7,474		0	平成24年度から 平成25年度まで	7,474				7,474	
平成23年度 自動車保管場所証明事務 委託	69,828		0	平成24年度から 平成25年度まで	69,828				69,828	
平成23年度 警察署等庁舎清掃業務委 託	99,693		0	平成24年度から 平成26年度まで	99,693					99,693
平成23年度 運転免許証更新通知業務 委託	14,118		0	平成24年度から 平成25年度まで	14,118				14,118	
平成23年度 放置車両確認事務委託	14,300		0	平成24年度から 平成25年度まで	14,300				14,300	
平成23年度 パーキングチケット管理 運営業務委託	15,770		0	平成24年度から 平成25年度まで	15,770				15,770	

<p>条 例 名 等</p>	<p>警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 (1) 警察職員が東日本大震災の被災地において行う災害警備、遭難救助、死体取扱作業等の特殊性に鑑み、これらの作業に従事した場合の災害応急手当及び死体取扱手当の特例を設ける。 (2) 2以上の死体を取り扱う作業の不快さに鑑み、死体取扱手当の額を改めるとともに、緊急な呼出しを受けてこれらの作業に従事する場合の死体取扱手当の特例を定める。</p> <p>2 概要 (1) 東日本大震災の被災地で1日に10体以上の死体を取り扱った場合及び災害警備等の作業に従事した場合における死体取扱手当及び災害応急手当の額は、通常の額の2倍とする。 (2) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内、警戒区域内等において作業に従事したときは、特例として災害応急手当を支給する。 (3) 死体取扱手当の額の算定単位を死体の体数(現行 従事した日数)とする。 (4) 緊急な呼出しを受けて作業に従事した場合に加算される手当の対象に死体取扱手当を加える。 (5) 施行期日等 ア 施行期日は、平成24年4月1日とする(3)及び(4)並びにウを除き、公布日とする。 イ (1)及び(2)は、平成23年3月11日から適用する。 ウ 所要の経過措置を講ずる。</p>

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(死体取扱手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号の作業 <u>取り扱った死体1体につき1,600円</u></p> <p>3 略</p> <p>(緊急な呼出し時における特例)</p> <p>第22条 職員（管理又は監督の地位にある者のうち人事委員会が定めるものを除く。）が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し人事委員会が定める特別な事情の下で作業に従事した場合における第3条第1項、第5条第1項、第7条第1項、<u>第8条第1項</u>、第16条第1項、第17条第1項又は前条第1項の手当の額は、それぞれ第3条第2項若しくは第3項、第5条第2項、第7条第2項若しくは第3項、<u>第8条第2項若しくは第3項</u>、第16条第2項、第17条第2項又は前条第2項に定める額に勤務1回につき1,240円を加算した額とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(東日本大震災の被災地における作業に係る死体取扱手当の特例)</u></p> <p>2 <u>職員が東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電</u></p>	<p>(死体取扱手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号の作業 <u>作業に従事した日1日につき1,600円</u></p> <p>3 略</p> <p>(緊急な呼出し時における特例)</p> <p>第22条 職員（管理又は監督の地位にある者のうち人事委員会が定めるものを除く。）が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し人事委員会が定める特別な事情の下で作業に従事した場合における第3条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第16条第1項、第17条第1項又は前条第1項の手当の額は、それぞれ第3条第2項若しくは第3項、第5条第2項、第7条第2項若しくは第3項、第16条第2項、第17条第2項又は前条第2項に定める額に勤務1回につき1,240円を加算した額とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この条例に基づき、公安委員会規則又は人事委員会規則が制定実施されるまでの間は、なお従前の例による。</u></p>

所の事故による災害をいう。以下同じ。)の被災地において第8条第1項第2号の作業に従事した場合における同条第2項及び第3項の規定の適用については、平成24年3月31日までの間、同条第2項第2号中「1,600円」とあるのは「1,600円(取り扱った死体の数が10体以上であった日については、3,200円)」と、同条第3項中「前項第2号」とあるのは「附則第2項の規定により読み替えて適用する前項第2号」とする。

(東日本大震災の被災地における作業に係る災害応急手当の特例)

3 職員が東日本大震災の被災地において第18条第1項第3号又は第4号の作業に従事した場合における同条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項第3号中「840円」とあるのは「1,680円」と、同条第3項第1号中「前項第3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えて適用する前項第3号」とする。

4 職員が東日本大震災の被災地において第18条第1項第3号又は第4号の作業に引き続き5日以上従事した場合の同項の手当の額は、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、前項の規定により読み替えて適用する同条第2項第3号に定める額に、その額の100分の100に相当する額を加算した額とする。

5 第18条第1項に規定する場合のほか、職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急手当を支給する。

(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

(2) 前号に規定する区域の周辺の区域であって、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第2項の規定により読み替えて適用する災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定により警戒区域に設定された区域(警戒区域が設定されるまでの間の当該区域を含む。)において行う作業

(3) 前号に規定する区域の周辺の区域であって、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用する災害対策基本法第60条第1項の規定により避難のための立退き又は計画的な立退きを指示された区域(指示があるまでの間の当該区域を含む。)において行う作業

(4) 第2号に規定する区域の周辺の区域であって、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用する災害対策基本法第60条第1項の規定により屋内への退避を指示された

- 区域（指示があるまでの間の当該区域を含む。）
において行う作業（前号に掲げる作業を除く。）
- 6 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号の作業のうち人事委員会が定める施設内において行うもの 5,000円
- (2) 前項第1号の作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 20,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額）
- (3) 前項第2号の作業のうち屋外において行うもの 10,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）
- (4) 前項第2号の作業のうち屋内において行うもの 2,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）
- (5) 前項第3号の作業のうち屋外において行うもの 5,000円
- (6) 前項第3号の作業のうち屋内において行うもの 1,000円
- (7) 前項第4号の作業 2,500円
- 7 職員が1日に前項各号の2以上の作業に従事した場合は、これらの作業のうち手当の額が最も高いもののみに従事したものとみなす。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第2項第2号及び第22条の改正規定並びに附則第4項の規定は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）附則第2項から第7項までの規定は、平成23年3月11日から適用する。

(手当の内払)

3 新条例の規定を適用する場合においては、改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された手当は、新条例の規定による手当の内払とみなす。

(経過措置)

4 平成24年4月1日前に警察職員の特殊勤務手当に関する条例第8条第1項第2号の作業に従事した職員に支給する死体取扱手当の額は、新条例第8条第2項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

区 分	<p>議会の委任による専決処分の報告について (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成23年10月28日専決)</p>
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成23年10月28日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 岩美郡岩美町 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金45,801円を支払うものとする。こと。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成23年5月11日 イ 事故発生場所 岩美郡岩美町大字本庄地内 ウ 事故の状況 鳥取県鳥取警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（小型輸送車）を運転中、方向転換をしようとした際、和解の相手方が設置する境界ポールに接触し、同境界ポールを破損させたものである。</p>

区 分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成23年10月28日専決)</p>
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成23年10月28日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 倉吉市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金48,315円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成23年7月29日</p> <p>イ 事故発生場所 倉吉市生田地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県倉吉警察署所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、用務先の敷地に入るため後退した際、後方に停止していた和解の相手方所有の軽貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p>

区 分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成23年11月2日専決)</p>
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成23年11月2日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 東伯郡琴浦町 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を9割とし、県は、損害賠償金567,000円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成22年12月14日</p> <p>イ 事故発生場所 東伯郡琴浦町大字鋤地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県八橋警察署所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、交差点に進入した際、右方道路から進行してきた和解の相手方所有の軽貨物自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p>

長期継続契約の締結状況について

報告第3号

警察本部

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	警察本部 会計課	物品 保守	ノートパソコン プリンター	1式	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 日本電子計算機株式会社	187,353,180	平成24年1月1日 ～平成28年12月31日	鳥取県警察本部 情報管理課 他 39所属